

## 1.5 海運に係る規制等の制度見直し

### 1.5.1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された 1995 年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求め、これまで一定の成果を挙げている。

内閣府において、2013 年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、2016 年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。同会議においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、日本経済団体連合会（経団連）が例年と同じく自らの規制緩和要望を取り纏めるための会員アンケートを実施したため、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。2023 年度の経団連アンケートについては、「デジタルトランスフォーメーション（DX）および、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進を含む Society 5.0 の実現に向けた残された課題」に最優先に取り組みたいとして、同課題に関する要望を募集したことから、当協会は特段の意見反映等を行わなかった。（例年同様、日本籍船に係る規制緩和については対象外のため、別途海事局と対応。下掲 1.6.2 参照）

### 1.5.2 日本籍船に係る規制緩和

当協会は、日本籍船が保有しやすくなるような環境作りに向け、国土交通省海事局が実施した日本籍船保有の課題に係る船主へのヒアリングに協力するとともに、各課題の改善に向け、同局への働きかけを継続した結果、2023 年 6 月、海事局は外国人船員に係る船舶料理士講習、承認船員、舶用品、無線検査、日本籍船関連手続きを重点課題として取り組む意向を示しつつ、それらに関する「柔軟化・簡素化」方針を示した。

これを受け、当協会は海事局の上記方針に関する会員向け WEB 説明会を 10 月に開催した。

海事局は重点課題のうち、2023 年度においては、まず外国人船員に係る船舶料理士講習制度の改善に向けた取り組みを進めた。

以上